第１０回農業委員会定例会(議事録)

		午前１０時００分
１　日　時		令和８年１０月３０日（金）
		午後１１時００分
２　場　所		竹原市役所３階　大会議室
３　出席農業委員		1 赤坂委員、3 宮崎委員、4 井上委員 5 土居委員、6 石本委員、7 天内委員
	欠席農業委員	2 渡橋委員
	推進委員	土居敏一推進委員、須賀推進委員、原推進委員、元矢推進委員、 佐伯推進委員
４　説明員		中原事務局長、上谷主任

５　審議案件

議案第４３号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第４４号　農地法第５条の規定による許可を受けた農地における事業計画変更承認申請について

議案第４５号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第４６号　非農地承認申請について

議案第４７号　竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について

報告第１５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

議　長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和８年第１０回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、５番土居委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、２番の渡橋委員です。 それでは、日程第１、議案第４３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 １番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の１ページ、参考資料の１ページをご覧ください。 １番の申請地は、忠海東町五丁目〇〇、〇〇の計２筆、地目は畑、面積は計283 ㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、柿、イチジク、レモンを作付けする予定です。説明は以上です。
議　長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、旧忠海東小学校跡地から南へ約 92m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして２番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の１ページ、参考資料の２ページをご覧ください。 ２番の申請地は、港町三丁目〇〇の１筆、地目は畑、面積は 290 ㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、柿、イチジク、レモンを作付けする予定です。説明は以上です。
議　長	現地確認を行った赤坂委員から補足説明をお願いします。
赤坂 農業委員	申請地は、たけはら海の駅から東へ約 249m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第２、議案第４４号「農地法第５条の規定による許可を受けた農地における事業計画変更承認申請について」を議題といたします。 １番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の２ページ、参考資料の３～４ページをご覧ください。 １番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計２筆、地目は田と畑、面積は計 371 ㎡です。申請地は、竹原浄化センターから南西へ約 707m 付近にあります。 電力の送電設備および鉄塔用地の用途で利用することに伴い、地上権を設定するものです。 本件は、令和 4 年 4 月 28 日付け指令竹農委第 5－4－18 号で転用許可を受けた土地について事業者を変更するものです。当初計画では〇〇会社が工事を行う予定でしたが、会社都合により現在まで工事が中断されています。そのため転用事業者を〇〇会社に変更し、令和９年１月より転用事業を再開する予定です。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第３、議案第４５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。１番について事務局の説明をお願いします。

局　長	議案の３ページ、参考資料の４ページをご覧ください。 １番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計２筆、地目は田と畑、面積は計 43 ㎡です。 議案第４４号の案件である電力の送電設備および鉄塔用地について、建築面積を 330 ㎡から 374 ㎡に拡大するため、すでに転用許可を受けた土地に、今回の申請地を追加します。申請地には地上権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第２種農地と判断いたします。説明は以上です。
議　長	現地確認を行った元矢推進委員から補足説明をお願いします。
元矢 推進委員	申請地は、竹原浄化センターから南西へ約 707m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして２番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の３ページ、参考資料の５ページをご覧ください。 ２番の申請地は、下野町〇〇の１筆、地目は田、面積は 323 ㎡です。 駐車場及び個人用の野球練習場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 申請地は用途が定められた区域にある農地であり、第３種農地と判断いたします。説明は以上です。
議　長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は、中通小学校から北西へ約 163m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。

	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして３番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の３ページ、参考資料の５ページをご覧ください。 ３番の申請地は、下野町〇〇の１筆、地目は田、面積は 714 ㎡です。 民泊施設のバーベキュー場及びドッグランスペースの用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。民泊施設は申請地に隣接する古民家で開業予定です。 申請地は用途が定められた区域にある農地であり、第３種農地と判断いたします。説明は以上です。
議　長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は、中通小学校から北西へ約 188m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして４番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の３ページ、参考資料の６ページをご覧ください。 ４番の申請地は、下野町〇〇の１筆、地目は田、面積は 940 ㎡です。 資材置き場及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第２種農地と判断いたします。説明は以上です。
議　長	現地確認を行った赤坂委員から補足説明をお願いします。
赤坂 農業委員	申請地は、竹原浄化センターから北東へ約 446m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第４、議案第４６号「非農地承認申請について」を議題といたします。１番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の４ページ、参考資料の７ページをご覧ください。 １番の申請地は、下野町〇〇の１筆、地目は畑、面積は 284 ㎡です。 平成 13 年頃に家屋を新築して以降は農地として利用されていません。今後も農地としての利用はありません。 説明は以上です
議　長	現地確認を行った原推進委員から補足説明をお願いします。
原 推進委員	申請地は大井地域交流センターから東へ約 334m付近にあります。 現地確認時、現況は家屋でした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして２番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の４ページ、参考資料の８ページをご覧ください。 ２番の申請地は、竹原町〇〇の１筆、地目は田、面積は 373 ㎡です。申請地は竹原西小学校から南へ 734m付近にあります。 平成 15 年頃に耕作放棄され、樹木が生い茂り原野と化しています。 申請地は平成 30 年第 3 回総会の議案「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断」において非農地と判断済のため、事務局により非農地と判断いたします。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして３番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の４ページ、参考資料の９ページをご覧ください。 ３番の申請地は、福田町〇〇の１筆、地目は畑、面積は 135 ㎡です。 申請地は福田町自治会館から北西へ 350m 付近にあります。 昭和 50 年頃に営農をやめた後は農地として管理されておらず、現況は山林と化しています。 申請地は登山道のない山頂近くにあるため、航空写真および現況写真により事務局で非農地と判断いたします。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして４番について事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の４ページ、参考資料の１０ページをご覧ください。 ４番の申請地は、竹原町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計６筆、地目は畑、面積は計 2,298 ㎡です。 昭和 46 年頃に営農をやめた後は農地として管理されておらず、現況は山林と化しています。 説明は以上です。
議　長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は竹原消防署から西へ約 202m付近にあります。 現地確認時、現況は山林でした。説明は以上です。
議　長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	（質疑、意見）
議　長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第５、議案第４７号「竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の 5～8 ページ、参考資料 11～15 ページをご覧ください。 本議案につきましては、竹原農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外及び農用地区域への編入に対する農業委員会の意見の決定を行うものです。 今回の除外につきましては１件の申請があり、農家住宅の用地とするために除外するものです。 また、編入につきましては１７件の申請があり、１７件ともに中山間地域等直接支払制度に参加し、農地の保全を図るため編入するものです。 説明は以上です。
議　長	続きまして、農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、除外についての検討事項を説明いたします。 農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、除外要件の一つ目として、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できない場合という要件があります。この点について添付された申請者の事業計画からみて、道路から乗用車の進入ができる場所という観点から他に代えることができないことが認められます。 二つ目に当該変更により、周辺農地の利用状況や、集団化を阻害しない場合という要件がありますが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障はないものと認められます。 三つ目に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならない場合という要件がありますが、申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。 四つ目に当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがない場合という要件がありますが、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。 五つ目に当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間（８年）を経過していることという要件がありますが、当該土地は平成１５年に農業公共投資の対象なっており８年経過の要件を満たしております。 以上が除外にあたっての検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしています。説明は以上です。
議　長	農業振興地域の農用地編入の検討事項について、事務局の説明をお願いします。
局　長	それでは、編入についての説明いたします。 編入の申請地は計５１筆、内訳は西野町２３筆、新庄町２４筆、仁賀町２筆、下野町２筆になります。地目は田４２筆と畑９筆、面積は計４．２ha の農地について農用地区域へ編入します。精査した結果、地域の農業振興のために必要と認められる農地であり、中山間地域等直接支払制度に参加し、農地の保全を図るため編入するものです。 中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な中山間地域などで、農地を維持していくための協定を結び、これに基づいた農業活動を行う農業者等に交付金を支払う国の制度です。対象の農地は１ha 以上のまとまりのある農用地区域になります。説明は以上です。

議　長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	（質疑、意見）
議　長	ご質疑、ご意見がないようですので、異議がない旨回答することにご異議はありませんか。
	（異　議）
議　長	異議なしと認めます。よって、異議がない旨を竹原市長へ回答することに決定いたします。 続きまして、次に日程第６、報告第１５号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局　長	議案の９ページ、参考資料の１６～２３ページをご覧ください。 令和８年９月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 12 件、筆数は田 57 筆、畑 50 筆の計 107 筆、面積は計 50,667 ㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 16～23 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議　長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	（一般報告や協議事項等）
議　長	以上をもちまして、令和８年第１０回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年１０月３０日

議　　長　　宮崎　信之

署名委員　　土居　民喜